

「男女共同参画参画に関する施策についての苦情の処理及び人権侵害における被害者の救済に関する論点整理」 に関する意見募集の結果

意見の募集状況

1. 募集期間

平成14年4月12日～6月28日

2. 募集状況

意見提出者数

意見提出者数	52
うち 個人	39人
団体	13団体

意見提出者(個人)の属性

(単位:人)

年齢層	性別計	女性	男性
30～39歳	5	4	1
40～49歳	7	6	1
50～59歳	7	7	0
60～69歳	6	4	2
70～79歳	3	1	2
不明	11	8	0
合計	39	30	6

(注) 性別不明(記述なし)は3名である。

意見を提出した団体の類型

・女性団体 7 ・市民団体 2 ・地方公共団体 2 ・人権団体 1 ・その他 1

意見の内容（論点ごとに整理）

論 点	意見の内容
<p data-bbox="159 352 741 384">1．施策についての苦情の処理に関する論点</p> <p data-bbox="176 443 929 523">苦情処理体制の枠組みの構築と関係機関の連携・協力体制の強化</p> <p data-bbox="176 587 929 898">国民のあらゆるレベルにおける施策についての苦情や意見を幅広く吸い上げ、必要に応じ施策の改善につなげていくためには、既存の苦情処理制度のほか、様々な関係機関を念頭に置いた多様な仕組みを作っておくことが重要である。このため、関係機関のネットワークを強化しつつ、苦情処理体制を充実させるべきではないか。この場合、男女共同参画会議は積極的な役割を果たすべきではないか。</p> <p data-bbox="176 916 929 1134">また、国においては行政相談制度等の制度が存在していること、国民に身近な場で相談に応じていく必要があること等の観点を考慮し、施策についての苦情の処理に関して既存制度の運用の改善を図り、積極的に活用していくことが重要ではないか。</p>	<p data-bbox="1005 587 1888 619">国としては、中央であることを最大限利用したシステム作りをすべき。</p> <p data-bbox="978 635 2089 807">例えば、国立女性教育会館の掲示板を活用し、苦情処理や人権侵害における被害者の救済について各地方公共団体の苦情・人権相談の受付に関するPR、家庭裁判所に寄せられる苦情についての全国的な状況の把握、全国の農協婦人部を対象に固定的な性役割による慣習の有無について調査を行うことなどが考えられる。</p> <p data-bbox="978 823 2089 995">地方公共団体においては、国民に最も身近な存在として、実効性を担保できるようなシステムを作るべき。その際に必要なのはジェンダーに敏感な視点であり、国民がはじめにアクセスする場所(市町村役場、保健所、学校等)でジェンダーに敏感な「耳」をもって話がきけることが大切。</p> <p data-bbox="1005 1011 1888 1043">使いやすく、迅速な解決能力を持った苦情処理機関であることが必要。</p> <p data-bbox="978 1059 2089 1139">権限を担当組織に付与し、最後まで責任を持って対応させること、対応過程における情報開示や相談者への説明責任が求められる。</p> <p data-bbox="978 1155 2089 1235">受けた苦情が途中の段階で滞らないように、最終段階まで到達し、しかるべき結果が当事者本人に確実に知らされるようなシステムを確立すべき。</p> <p data-bbox="978 1251 2089 1331">国立女性教育会館で行われる女性学・ジェンダーフォーラムを活用し、意見聴取を行うことも有効ではないか。</p> <p data-bbox="978 1347 2089 1426">男女共同参画という我が国で十分認識されてこなかった事柄の苦情処理に当たっては、新たな意識の上に立った支援体制が望まれる。</p>

論 点	意見の内容
<p>男女共同参画会議においては、行政相談制度等国の苦情処理窓口に寄せられた施策についての苦情内容の傾向及び施策改善への反映の状況や、地方公共団体の男女共同参画担当部署又は施策についての苦情の処理を行う機関等に寄せられた苦情内容の動向等について情報を得ることにより、苦情内容等の情報を定期的に把握することが重要であり、そのためのシステムを構築すべきではないか。</p> <p>また、男女共同参画会議は、これらの情報を活用しつつ、男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項等について調査審議し、必要があると認められるときは、内閣総理大臣</p>	<p>従来の行政相談制度の活用では十分ではなく、相談員の研修程度では男女共同参画施策の苦情処理に対応することは困難。少なくとも専門性を持った専従の相談員の確保が必要。</p> <p>既存制度の運用の改善や積極的な活用にとどまるのでは不十分であり、男女共同参画に関する独立のオンブズパーソン制度の確立を重要な課題として明記すべき。</p> <p>独立性を持った行政機関としての中央の苦情処理制度においては、その中に調査・研究、政策提言機能及び広報・教育機能を含めるべき。</p> <p>施策実施の当事者に直接苦情を申し立て、十分な対応を期待することは無理があることから、国や地方公共団体の当局とは直接関係のない苦情処理機関とし、当該機関では、例えば、国・地方公共団体の施策に関する苦情一切を扱い、施策が不適切と思われる場合は、国・地方公共団体に直接意見を述べるができるものとする事、当該機関の職員については国・地方公共団体の職員との人事交流は行わないこと等とすべき。</p> <p>男女共同参画会議は、施策の実施状況の監視、影響調査、関係大臣に意見を述べる権限が定められており、苦情・救済申立の実情を把握し、このようなチェック権限を最大限に活用すべき。</p> <p>男女共同参画会議は、問題のある報告事例については所管大臣にコメントを求め、それを公表すべき。</p> <p>苦情処理・監視専門調査会における体制の整備については早急実現すべき。</p>

論 点	意見の内容
<p>及び関係各大臣に対し意見を述べるという本来機能を発揮することにより、政府部内で国民からの苦情・意見等を踏まえた施策の改善について総合的な取組が推進されるよう、その役割を果たすべきではないか。</p> <p>このため、例えば、苦情処理・監視専門調査会において、苦情内容が苦情処理制度を通じ施策の改善に適切に反映されているかどうかを注視していくための体制の整備について検討すべきではないか。</p> <p>(注)男女共同参画会議が直接当事者として苦情の具体的案件を処理することは、男女共同参画社会基本法、内閣府設置法等の現行法上できない。</p> <p>男女共同参画に関する問題が長年にわたる固定的な性別役割分担意識の浸透等により、苦情として顕在化されにくいという面があるとともに、現実の相談窓口では個々の人権侵害における被害者の救済という側面と施策についての苦情という側面が渾然とした形で出てくることも多い。このため、まず、男女共同参画の視点から問題を発掘し、適切に振り分けをしていく間口の広い相談機能がすべての市町村の単位に確保されていくことが必要ではないか。</p>	<p>申出人からすれば、広範多岐にわたる苦情をいずれに申し出れば良いか判断に迷うことが多いので、窓口の一本化を図るとともに、受理した苦情を専門員によって分析・仕分けし、関係機関につなぐというシステムの構築と関係機関のネットワークが必要。</p> <p>苦情処理と人権救済は絡んで相談されることが予想されるので、タライ回しにならないよう対応できる仕組みが必要。</p>

論 点	意見の内容
<p>地方公共団体においては、当該地方公共団体が実施する施策についての苦情処理機能が確保されつつあるところであり、今後とも取組の推進が重要ではないか。</p> <p>この場合、男女共同参画の視点から総合的な相談に応じてきた女性センター等を設置している地方公共団体においては、これを積極的に活用することが重要ではないか。具体的には、これを第一次的な総合相談の窓口として国又は地方公共団体の苦情処理窓口と案件を適切につないでいけるようにすることが必要ではないか。また、地方公共団体の苦情処理の窓口としては、地域の状況を踏まえつつ、単に相談窓口としてではなく、地方公共団体の苦情処理機関として位置付ける等、その位置付けを明確にすることが必要ではないか。</p>	<p>地方公共団体においては、国民に最も身近な存在として、実効性を担保できるようなシステムを作るべき。その際に必要なのはジェンダーに敏感な視点であり、国民がはじめにアクセスする場所(市町村役場、保健所、学校等)でジェンダーに敏感な「耳」をもって話がきけることが大切。(再掲)</p> <p>窓口としては、民間組織(NPO、NGO)のカウンセラー、地方公共団体の女性センターの相談員が適切である。</p> <p>関係機関の調整を図り、苦情の処理の流れを円滑にするための“コーディネーター”を一圏域内に何人か位置付けることが重要。</p> <p>地方公共団体の苦情処理については、女性センターの蓄積や経験を評価し、活用することは良いことだが、それでは苦情処理機関としては不十分であり、第三者的立場から一定の権限を持って苦情処理を行う機関の設置を方向づけるべきである。</p> <p>すべての市町村に相談窓口を設置し、専門的な相談機関とすることが望ましい。当該相談機関は、市町村行政に対し、いわば国の行政評価局的な位置づけとし、調査・勧告等の権限を付与することが必要。</p> <p>一般施設の苦情相談と同一の間口の広いものでよいが、男女共同参画担当部局以外の理解度は低いと思われるので、研修や反復継続的な情報提供が必要。特に、市町村での体制づくりが必要。</p> <p>第三者機関を地方公共団体に設置する際は、民間を含めた他機関からの人員を投入し、批判を積極的に受入れることができる体制を作ること、更には情報公開を定期的に行うことが必要。</p> <p>女性センターはこれまで啓発活動が中心であったが、男女共同参画社会の推進の旗振り役として行政の中核としての役割を明確に与えるべき。</p>

論 点	意見の内容
	<p>苦情処理を迅速かつ適切に機能させるためには、女性センターを条例で設置し、センター機能の一つとして男女共同参画に関する苦情相談を位置付けたい。ここに行政相談員を絡めるようにしたい。また、女性センターがない地域は公民館の活用を、公民館もない場合はこの問題に関して機能しうる公的施設を自治体が責任を持って設置するようにすべき。</p> <p>女性センターでは、行政機関全体の理解にはつながりにくいので、第三者をまじえた上で、行政内部に独立した機関として設置することが望まれる。</p> <p>既存の女性センターは、利用者が一部の女性に限られていることから、これを活用するのではなく、相談者の立場に立った誰もが入りやすい苦情処理窓口を設置すべき。</p> <p>女性センター職員としての実践の中で、ジェンダーフリーの視点にどの程度の重きを置くべきか、住民の価値観が多様である中で日々ジレンマを感じている。行政の担い手として設立され、公費で運営されている女性センターにおいて、苦情相談窓口として公平性を持った説明責任をどこまで全うできるか懸念がある。</p> <p>女性センターを充実させるための職員の教育と予算の配分が必要。</p> <p>第一的な振り分けをする相談窓口と苦情処理機関は別の組織とした方がよい。</p> <p>苦情処理窓口を女性センターに設ける場合は、広報セクションとは明確に区分すべき。</p> <p>利用しやすいように、面接のほか、手紙、電話、インターネット等で多面的に受け付けられるようにしてほしい。</p> <p>地方公共団体により対応にばらつきがあるので、対応の遅れている地方公共団体には政府が施策の推進を求めるなど、政府と地方公共団体の連携強化により地域格差が出ないように配慮すべき。</p> <p>苦情処理委員会勧告等が出されても、地方公共団体で解決が図られない場合は、国との連携が必要。勧告等が受け入れられるシステムづくりが必要。</p>

論 点	意見の内容
<p>施策についての苦情は広範・多岐にわたることから、苦情を受け付けた窓口が、所管外の事案や複数の行政機関に関わる事案などについて適切な対応ができる苦情処理窓口に移送し、円滑な対応が可能となるよう、行政相談制度等国の制度と地方公共団体が設置する苦情処理機関相互の一層の緊密な連携・協力体制の確保が必要ではないか。</p> <p>地域の苦情処理窓口が、住民に理解しやすい形で周知されるようにするため、国と地方公共団体の関係機関が協力し、適切な方策を講じることが必要ではないか。これとあわせて、例えば、施策についての苦情の事例を示すことにより、住民に対し、男女共同参画の視点について啓発することも重要な課題ではないか。</p>	<p>研修会をそれぞれの機関ごとでなく、合同で行うことも連携強化策として有用。人権救済相談機関との連携を密接に行うことが不可欠。</p> <p>苦情処理機関を有効に活用していくためには、住民自身の意識の高まりが不可欠。何が苦情として取り扱われるのか、何を解決することができるのかを明確に示していくことが必要。</p> <p>苦情をどこに持ち込めば受け付けてもらえるのか分からないことに加えて、苦情を持ち込んでも効果的に対処してもらえないかどうか分からないという行政不信の感情がある。したがって、苦情処理窓口の存在や機能のPR、苦情の事例とともに、苦情がどう処理されたかの事例を住民に分かりやすく示すことが必要。</p> <p>一般市民にとって行政の窓口は敷居が高く、潜在化している苦情の掘り起こしのためにも、事例紹介の出前講座や相談窓口の電話帳記載など、きめ細かく分かりやすい広報活動に取り組むべき。</p> <p>苦情処理制度の周知に当たっては、毎年の継続的取組が必要。従来の啓発ちらし、ポスター等の配布に加え、テレビでの啓発CMの放映や特集番組の提供、全国キャンペーンなど影響力の大きい形での実施が必要。</p> <p>地域で活躍する女性グループに、積極的に苦情処理についての広報を行うなど民間の力も借りて宣伝を行うことが重要。こうしたグループに属する女性は、ジェンダーに敏感であることが多く、知人や友人など地域のネットワークもあるので、行政施策としての苦情処理にも関心を持ってくれるだろう。</p>

論 点	意見の内容
<p>施策を実施する各府省においては、施策についての苦情を処理する窓口を明確にし、公表した上で自ら苦情を受け付けることはもとより、総務省の行政相談制度における苦情解決のあっせん等の仕組みを通じて、施策についての苦情や意見を幅広く吸い上げ、これを施策の改善に適切に反映するよう、積極的な対応を図ることが必要ではないか。</p> <p>施策についての苦情の処理に従事する者の知識・技能の向上及び活動の活性化</p> <p>施策についての苦情の処理に従事する者には、男女共同参画に関する問題が長年にわたる固定的な性別役割分担意識の浸透等により、苦情として顕在化されにくいという面も考慮して、男女共同参画に関する課題について高い問題意識や感受性が求められるのではないか。</p> <p>特に、住民に最も身近な局面で相談を受け付ける者において、このような特性が期待される場所であり、このことは同時に潜在化された問題の発掘にも資するのではないか。</p> <p>このため、一次的な相談に当たる者も含め、広く施策についての苦情の処理に従事する者を対象に、男女共同参画に関する諸課題について理解を深める研修の機会や情報提供の場を積極的に設けることにより、この面についての知識・技能の向上が不断に図られるようにすることが必要ではないか。</p>	<p>市区町村の担当職員は、住民と直接接触をして行政とつなぐという重要な役目を持つことから、男女共同参画について常に敏感であるよう研修を行うことが必要。</p> <p>行政担当者、特に政府機関職員を対象にした男女共同参画に関する研修及び意識改革が重要。</p> <p>男女共同参画についてカリキュラムを作り、集中的な行政相談員のトレーニングが必要。この場合、男女共同参画施策に関して初心者向け研修と知識のある者向けの研修とに分けて実施しないと即戦力は養われないことに留意すべき。</p> <p>質の高い人材を育てる教育機関や研修所が必要。</p> <p>苦情処理に従事する者が適任であるかの判断を市民が行えるような権利を付与することや自治体の首長に責任を負わせることも必要。</p> <p>既存の人材活用ではなく、ジェンダーの視点に配慮した一定の基準による人選（公募を含む）がなされるべきであり、さらに、それらの人々を公正に評価できる機関の設置を望む。</p>

論 点	意見の内容
<p>また、地方公共団体の苦情処理機関等において、これらの者が非常勤であることをもって研修を受講する機会が乏しくなることのないよう十分な配慮が必要ではないか。さらに、中長期的な視点から各機関において専門的な人材が育つような雇用システム・処遇が確保されるよう、地域の実情により配慮されることが必要ではないか。</p> <p>行政相談委員については、女性委員の積極的な委嘱を進めるとともに都道府県など一定の圏域ごとに男女共同参画に関する高い識見を有する者が確保されるよう、例えば、女性センター、女性団体で相談等の活動に携わった経験豊富な者に委嘱する（専門委員制度）等の工夫が必要ではないか。</p> <p>国においては、何が施策についての苦情に該当するかという事例、苦情解決に当たっての視点や方法論などを内容とする「苦情処理ガイドブック」を作成し、周知すべきではないか。この場合、女性センターの相談事業がこれまで蓄積した問題解決の手法、先行する地方公共団体の苦情処理機関の取組から出てきた課題、男女共同参画会議の調査審議の成果等も紹介されるべきではないか。このガイドブックは、施策についての苦情の処理に従事する者にとどまらず、被害者救済に関わる者も含</p>	<p>行政相談委員に対する研修や情報提供が重要。</p> <p>行政相談委員については、論点で指摘している要素に加え、ジェンダーフリーの視点を持った者も必要。</p> <p>男女共同参画・女性団体活動の経験者を積極的に登用すべき。</p> <p>従来の行政相談制度の活用では十分ではなく、相談員の研修程度では男女共同参画施策の苦情処理に対応することは困難。少なくとも専門性を持った専従の相談員の確保が必要。（再掲）</p> <p>ガイドブックの作成等は是非必要。</p> <p>苦情処理ガイドブックの作成・編集に当たっては、NGOの経験やノウハウも活用すべきである。</p>

論 点	意見の内容
めて、男女共同参画に関する課題について高い問題意識や感受性を醸成していくために広く活用されていくことが重要ではないか。	

論 点	意見の内容
<p data-bbox="152 210 855 240">2. 人権侵害における被害者の救済に関する論点整理</p> <p data-bbox="174 301 927 381">被害者救済に関わる各種機関の連携強化と地域における効果的な支援体制の構築</p> <p data-bbox="174 442 927 943">男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害の態様は様々であり、被害者救済に関わる多種多様な機関がその有する専門知識・技術、権限等に基づき支援を行っている。被害者救済に当たっては、その被害者が必要とする支援の内容に照らし、効果的な手段を有する機関がその機能を最大限に発揮していくことが基本となる。さらに、男女共同参画に関する問題が複雑化しつつあり、被害者救済のためには様々な解決手段を要するケースが増えていることから、今後、被害者救済に関わる各種機関の一層の連携強化を図り、地域において効果的な支援体制を構築するための取組が必要である。</p> <p data-bbox="174 962 927 1273">このため、例えば、都道府県等の単位で被害者救済に関わる国・地方公共団体の各種機関、民間団体等による連絡協議会を設置し、男女共同参画に関する最新の課題、人権侵害の状況、処理困難事例に係る解決手法などの情報を共有することなどが重要ではないか。これにより、関係機関全体のレベルアップを図るとともに、相互のパイプを太くすることが必要ではないか。</p>	<p data-bbox="981 442 2085 568">問題が複雑化していることから、各機関の連携が重要である。特に、民間シェルター組織の助力抜きには語れない。また、連携を密にする場合、民間組織の意見を尊重するような連携方策を構築すべき。弁護士会との連携も重要。</p> <p data-bbox="1005 584 2024 663">各機関の連携強化を図るため、この問題に携わるNPO組織の活動を支援すべき。研修会をそれぞれの機関ごとでなく、合同で行うことも連携強化策として有用。</p> <p data-bbox="981 679 2085 759">職場内、学内で被害を届け出ても具体的な問題解決が出来ないことが多いことから、被害の届出に対し、迅速に対応する機関が必要。</p> <p data-bbox="981 775 2085 901">救済措置を講じることができる相談機関が少ないという悩みがある。各都道府県設置の女性相談所は受入れが消極的になりがちで、人的資源が乏しいこと等から、一層の充実が望まれる。</p> <p data-bbox="981 917 2085 1181">既存機関の活用では十分に機能しないと考えられることから、人権救済機関として新たに「人権擁護局」(仮称)を設置し、各都道府県に出先機関を置き、男女共同参画社会の形成に関わる人権問題を一元的に取り扱うこととすべき。当該機関は、例えば、他の機関と共同して問題解決に当たるときは指揮権を持つこととし、各相談機関に対する人権擁護に関する必要な情報の提供を行うとともに、立入調査、指導、是正勧告、告発等の強い権限を持つべきである。</p> <p data-bbox="981 1197 2085 1276">独立性を持った行政機関としての中央の救済制度においては、その中に調査・研修、政策提言機能及び広報・教育機能を含めるべき。</p> <p data-bbox="981 1292 2085 1418">当面の緊急避難的な救済だけでなく、被害者の自立が展望できるところまでを「救済」と捉える必要がある。そのため、ステップハウスの設置等、社会復帰直前までの施策を望む。</p>

論 点	意見の内容
<p>上記連絡協議会も活用しつつ、関係機関の協力の上、地域ごとに人権侵害に関する相談窓口について、住民に理解しやすい形で周知されるような方策を講じる必要があるではないか。</p> <p>関係機関の連携強化について、国と地方公共団体が協力してその環境整備を図っていくことが必要であるが、地域の実情に応じた具体的な連携方策の検討に当たっては、都道府県・政令指定都市の男女共同参画担当部署が中心的な役割を果たしていくことが重要ではないか。</p> <p>被害者の最終的な自立支援を図るには一つの機関のみでは解決できない複合的な問題を抱えるケースも多い。このため、ケースワーク技術のある力量のある相談機関において、被害者の自立支援の観点から生活全般にわたる総合的なケースマネジメントを行い、カウンセリングを含む必要な支援が適切に確保されるようフォローし、必要に応じ、関係機関との調整を図るといった機能が求められるのではないか。</p> <p>こうした機能については、具体的に地域の実情に照らし、どのような方策が確保され得るのか、ケースマネジメントを行う人材をどのように養成するのか等の課題がある。その手法等について、既に社会福祉分野で発展してきたところを参考に調査研究を進めていくことが必要ではないか。</p>	<p>「総合的なケースマネジメント」は、重要で必要不可欠である。従来の社会福祉におけるケースワーク技術に加え、ジェンダーに関する知識を身につけた人材を第一次窓口配置することが必要。</p> <p>関係機関の調整を図り、問題解決を円滑にするための“コーディネーター”を一圏域内に何人か位置付けることが重要。</p> <p>総合的なケースマネジメントを行うことに加え、関係各機関、民間有識者による自立的な支援を行う機関が必要。</p>

論 点	意見の内容
<p>身近なところで、被害者が適切な機関にアクセスできるような情報の提供を確実にできるような総合相談の場の確保も求められており、市町村段階まで視野に入れた機能の整備が必要ではないか。この場合、男女共同参画の視点から総合的な相談に応じてきた女性センター等を設置している地方公共団体においては、これを積極的に活用することが必要ではないか。</p> <p>具体的には、これを第一次的な総合相談の窓口として適切な被害者救済機関につないでいけるようにすることが必要ではないか。</p> <p>また、被害者が適切な機関にアクセスする際に、必要に応じ、同行するサービス等、きめ細かな支援も求められている。このため、ボランティアも含めた民間団体と行政機関の連携強化を視野に入れ、地域ごとに具体的な方策について検討することが必要ではないか。</p> <p>配偶者からの暴力の被害者救済については、本年4月の法律の完全施行に向けて、配偶者暴力相談支援センターを中心に地域の支援体制が構築されつつあるので、これを踏まえた対応が必要ではないか。</p>	<p>被害者は暴力等のために無力化した状態にあることが多く、マスコミ等で報じられる事件から「被害を訴えても取り合ってもらえないのではないかと、逆に自分の非を咎められ軽蔑されるだけではないか」という不安や不信の感情が先立ちやすい。どんな小さな相談にでも応じるという姿勢をアピールした総合的な相談機関の設置、水先案内人となるキーパーソンの配置に加えて、被害者の権利を代弁・擁護する人材の配置も重要。民間の支援団体との提携は有効な方法である。</p> <p>被害を申し出る側には精神的・身体的・知的障害を有する者もいることから、「いつでも、どこでも、簡単に、誰もが」申し出ることのできる方策を検討すべき。具体的には、各種制度の利用を援助する民生委員制度に類似した仕組みの導入(この場合、人選には留意が必要)、成年後見制度的な手法の採り入れを提案する。</p> <p>窓口の一本化を図るとともに、受理した相談を専門員によって分析、仕分けし、関係機関へつなぐというシステムや関係機関のネットワークが必要。(再掲)</p> <p>既存の女性センターは利用者が一部の女性に限られていることから、これを活用するのではなく、被害者の立場に立った誰もが入りやすい相談窓口を設置すべき。(再掲)</p> <p>利用しやすいように、面接のほか、手紙、電話、インターネット等で多面的に受け付けられるようにしてほしい。(再掲)</p> <p>総合相談の場に加え、必要に応じ、扶養者を含めた緊急一時避難施設の設置、弁護士による法的相談などの法的援助、自立した生活確保のための職業訓練援助など、具体的な施策を講じる必要がある。</p> <p>DVに関しては、自治体の枠を越えた広域の連携や母子ともに救済することが必要。被害者のカウンセリングを含めた支援体制の確保に加え、直接の被害者ではない家族(子)や、加害者のケア・フォローアップも含めた制度について言及すべき。</p> <p>各地方公共団体におけるDVやセクハラの問題については、踏み込んだ意識調査や実態調査を行い、実態を把握した上での対応が必要。</p>

論 点	意見の内容
<p>被害者救済に関わる者の知識・技能の向上及び活動の活性化</p> <p>長年にわたる固定的な性別役割分担意識の浸透等により、当事者自身の認識が不十分であることが問題の発掘を妨げていることが多いこと、相談を受ける過程で二次被害の問題があることが指摘されている。</p> <p>このため、幅広く対人援助に携わる者には男女共同参画に対する意識の醸成、援助技術の向上に関する研修の機会を設けるなど、その知識・技能の向上が不断に図られるようにすべきではないか。</p> <p>また、地方公共団体の被害者救済に関わる機関等において、これらの者が非常勤であることをもって研修を受講する機会が乏しくなることのないよう十分な配慮が必要ではないか。さらに、中長期的視点から各機関において専門的な人材が育つような雇用システム・処遇が確保されるよう、地域の実情により配慮がなされることが必要ではないか。</p>	<p>被害者救済に関する者の資質の向上を図るための研修は不可欠。被害を申し出た先で逆に叱責されることのないよう、担当者の人選と教育を徹底すべき。</p> <p>業務上、被害者に対応することが多い警察官等関係者に対するジェンダー教育は不可欠であり、緊急を要する。</p> <p>DV法上の医師の通報努力義務について医学生の理解を深めることなど、医療関係者等の教育機関における取組が重要。</p> <p>質の高い人材を育てる教育機関や研修所が必要。</p> <p>男女共同参画についてカリキュラムを作り、集中的な相談員のトレーニングが必要。この場合、男女共同参画施策に関して初心者向け研修と知識のある者向けの研修とに分けて実施しないと即戦力は養われないことに留意すべき。(再掲)</p> <p>関係者は人権について常に学習し、認識を深めておく必要がある。このため、人権とは何かをわかりやすく例示することも必要。</p> <p>事例学習となる情報交換とともに、広く全国的な事例集及び相談員の研修資料が求められる。</p> <p>既に委嘱されている相談員の研修とともに、相談員養成のためのセミナーが不可欠であり、国・都道府県レベルでこれを定期的に行うことが必要。さらに、市町村への人材の派遣も検討すべきである。</p>

論 点	意見の内容
<p>人権擁護委員は、男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害についての把握や相談等の活動を行ってきたが、今後も一層積極的な役割を果たすべきではないか。</p> <p>このため、男女共同参画に関する問題に的確に対応できるよう、女性委員の積極的な委嘱を進めるとともに、例えば、女性センター等において相談に携わった経験豊富な者等男女共同参画に関する高い識見を有する者が委嘱されるよう選任過程において配慮する等、適任者を確保するための工夫が必要ではないか。さらに、人権擁護委員協議会等に設置されている男女共同参画社会推進委員会等の活動の促進、専門委員制度の活用等により男女共同参画に関わる活動の活性化を高めることが必要ではないか。</p> <p>人権侵害における被害者救済と施策についての苦情の処理との関係</p> <p>現実の相談窓口には、個々の人権侵害における被害者の救済という側面と施策についての苦情という側面が渾然一体とした形で出てくるケースが多く、適切な振り分けが必要となる。被害者救済の取組の過程で、施策の改善に反映させていくことが適当であるケースが発見されることもある。このため、地方公共団体によっては、これらについて同一の窓口を設けているところもある。</p> <p>こうしたことから、被害者救済に関わる機関の連絡体制を強化する場合には苦情処理機関の参加も求めて、男女共同参画に関わる情報が共有できるようにすべきではないか。</p>	<p>人権擁護委員は、意識改革を図るとともに、実際に起こったケースを数多く研究し、相談者の家族、地域、職場への対処方法やどのような専門機関につないでいったらよいか等、具体的なシステムに精通することが重要。このような点に留意して研修等により資質の向上を図るべき。</p> <p>既存の人材の活用ではなく、ジェンダーの視点に配慮した一定の基準による人選（公募等を含む）がなされるべきであり、さらに、それらの人々を公正に評価できる機関の設置を望む。（再掲）</p> <p>苦情処理と人権救済は絡んで相談されることが予想されるので、タライ回しにならないよう、対応できるようにすべきである。（再掲）</p> <p>市町村の行政相談員を含む行政相談員制度、人権擁護委員を含む人権擁護機関等が各々独立した活動であり、相互の連携、情報の交換の場がないことから改善が必要。</p> <p>市町村段階において、行政相談（委）員、人権擁護委員、民生委員、心配ごと相談員代表、行政代表等による月1回程度の連絡調整の機会を持ち、情報の一元化を図ることが必要。</p> <p>潜在化している苦情・相談情報を吸い上げるため、町内会役員、福祉員、民生委員等が連携し、男女共同参画に関するグループ組織を形成し、これらと国・地方自治体とが連携を深めることが重要。</p>

論 点	意見の内容
<p>地域における被害者救済の取組の中で出てきた施策に対する様々な意見について情報収集に努め、必要に応じて、施策の改善に努めていくことが重要であり、2.(3)で述べたとおり、各府省及び男女共同参画会議において積極的にその役割を果たしていくことが必要ではないか。</p>	

その他

- ・ 結果的に男女に中立的に機能していない制度・慣行を早急に見直すべきであり、具体的な取組として、まず、最も重要なのは、実質的な男女平等を実現するための法整備を図ることである。
- ・ 被害者救済に当たっては、男女共同参画社会の実現という社会的な規範から判断してほしい。性差別に関する違法性の有無だけでは解決できない問題が多い。
- ・ 人権委員会を独立した機関とし、雇用の場における女性に対する差別的取扱いも人権委員会の救済対象とすべき。
- ・ 「男女共同参画」についての正しい認識を普及させるため啓発活動を充実させることが必要。
- ・ PRの方法としては市町村の広報誌の活用、保健所やスーパー等における資料配布等により、分かりやすい広報活動に取り組むべき。
- ・ 住民、学生、児童生徒の理解を深めるため、町内会、マンション管理組合、大学、小・中・高等学校の協力を求めることが必要。
- ・ 警察署、支援センター(シェルター)、民生・児童委員、教育委員会、近隣小・中学校等とのネットワークづくりの推進体制を地域で持てるよう、関係者への働きかけをすべき。
- ・ 縦割りによる行政を越えて、各省庁の中にジェンダーについての知識を有する専門職、横断的な権限のある専門職を配置し、男女共同参画局と連携して施策の実現を図るべき。